

## 平成28年第1回尾張旭市公平委員会議事録

### 1 開催日時

平成28年3月16日(水)

開会 午前9時00分

閉会 午前10時00分

### 2 開催場所

尾張旭市役所3階 302会議室

### 3 出席委員

委員長 黒澤佳代

委員 戸塚理人

委員 岡本浩

### 4 欠席委員

なし

### 5 傍聴者

なし

### 6 出席した事務局職員

行政課長 木上恒夫

行政課法務文書係長 谷口洋祐

行政課法務文書係主事 村上幸歩

### 7 会議に付した事件

第1号議案 職員団体の申請書の記載事項の変更登録について

第2号議案 尾張旭市再就職者による依頼等の届出の手續に関する規則の制定について

第3号議案 尾張旭市職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部改正について

第4号議案 尾張旭市職員の不利益処分についての不服申立てに関する細則の一部改正について

### 8 議事要旨

事務局(課長)

本日は、御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。

本日の議案には、職員団体の役員の役職、氏名及び住所といった個人情報が含まれております。これらは尾張旭市情報公開条例における非公開情報に該当する可能性がありますので、会議中、氏名、住所についての発言を控えること及び傍聴者用の資料中、該当部分を黒塗りすることで、会議を公開とすることについて提案させていただきます。また、会議録につきましても同様の取扱いをしたいと思いますますがよろしいでしょうか。

	(「異議なし」の声あり)
事務局 (課長)	<p>それでは議事の進行につきましては、委員長にお願いしたいと思います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
委員長	<p>委員 3 名が出席しております。</p> <p>地方公務員法第 11 条第 1 項に定める定足数を満たしておりますので、ただ今より平成 28 年第 1 回尾張旭市公平委員会を開会します。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>本日の付議事件は、お手元の次第のとおり、第 1 号議案から第 4 号議案までの 4 議案です。</p> <p>それでは第 1 号議案『職員団体の申請書の記載事項の変更登録について』を議題とします。議案について、事務局から説明してください。</p>
事務局 (係長)	<p>まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。先日郵送しましたのが、①次第、②ホチキス綴じの議案がセットになった資料。本日配布しましたのが、③関係法令抜粋、④組合規約の写し。合計 4 点でございます。</p> <p>それでは、ホチキス綴じの議案資料をお手元に御準備ください。第 1 号議案『職員団体の申請書の記載事項の変更登録について』、御説明いたします。第 1 号議案の資料の 1 ページを御覧ください。</p> <p>この案は、地方公務員法第 53 条第 9 項の後段で準用する同条第 5 項の規定より、職員団体の登録申請書の記載事項の変更を行おうとするものです。関係法令の資料をお配りしておりますので、そちらを御覧ください。</p> <p>下線部分が要旨ですが、登録を受けた職員団体は、その規約又は申請書の記載事項に変更があったときは、条例で定めるところにより、公平委員会にその旨を届け出なければならないとされています。</p> <p>また、資料の裏面ですが、尾張旭市職員団体の登録に関する条例第 4 条第 1 項では、登録を受けた職員団体は、そ</p>

事務局（係長）	<p>の規約若しくは登録の申請書の記載事項に変更があったときは、公平委員会に書面をもって届け出なければならないとされています。</p> <p>これらの規定により、登録を受けている職員団体である、尾張旭市教員組合の代表者から届出があったため、変更登録する必要が生じたものです。</p> <p>再度、議案の資料を御覧ください。変更登録の内容は(1)(2)(3)の3点です。</p> <p>変更内容の1点目は、1頁の中ほどにあります、組合事務所の所在地の変更です。変更届の写しは、資料の3ページに添付しております。当該組合の事務所の所在地が、尾張旭市白鳳町一丁目12番地の白鳳小学校内に変更になったものです。なお、組合の事務所は、尾張旭市教員組合規約の第1条において、組合長の勤務校と定められております。</p> <p>変更内容の2点目は、規約の変更で、議案としましては、資料の1ページから2ページの上段までの新旧対照表の部分です。資料1ページの第10条では、大会の成立要件及び議決要件を緩和する改正を行っております。その下の第12条では、代議員会の成立要件を厳格化し、その一方議決要件については緩和する改正を行っております。続く2ページの第21条の改正は、組合に置く部長として、従来から置かれている福祉対策部長及び教育文化部長の名称を改めるとともに、新たに養護部長を追加するものです。その下の第29条では、各分会から選出される代議員の選出方法及び人数の改正を行っております。</p> <p>なお、団体からの規約変更に係る届及び当該組合の規約変更証明書の写しは、4ページと5ページに添付しております。</p> <p>変更点の3点目は、理事その他の役員に関する事項です。2ページを御覧ください。</p> <p>当該組合規約第16条の規定により、役員は組合長、副組合長、書記長、会計の4名であり、この度、組合長と書記長が改任され、届出があったものです。なお、資料の6</p>
---------	--

事務局（係長）	<p>ページから7ページに改任届及び役員改任証明書の写しを添付しております。</p> <p>よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。</p>
委員長	<p>ただ今の説明の内容等につきまして、御質問等がありますでしょうか。</p>
戸塚委員	<p>規約変更証明書の「棄権」と役員改任証明書の「無効数」とは使い分けがあるのでしょうか。規約変更の方は出席した組合員が投票をするので、投票をしないと棄権となるということでしょうか。</p>
事務局（係長）	<p>役員改任の方は各小中学校において投票が行われるので無効投票ということで、使い分けがあると思われます。</p>
委員長	<p>それでは、尾張旭市教員組合の職員団体の申請書の記載事項を、公平委員会に変更登録することについて、御異議はございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>御異議がないようですので、変更登録することといたします。事務局で、通知及び登録簿への登録をお願いします。</p> <p>では、第2号議案『尾張旭市再就職者による依頼等の届出の届出に関する規則の制定について』に移ります。事務局から説明してください。</p>
事務局（係長）	<p>それでは、御説明します。第2号議案の資料を御覧ください。</p> <p>この案は、平成28年4月1日付けで施行されます、地方公務員法の一部改正に伴い、元職員から働きかけを受けた職員が、公平委員会に届け出る方法について定めるため、新たに規則の制定を行おうとするものです。</p> <p>資料を1枚はねて、2枚目の参考資料を御覧ください。この資料は、「例規制定・改廃の要旨」ということで、改正の内容を簡潔にまとめたものです。</p> <p>もう1枚はねて、「地方公務員の退職管理の適正の確保について」と書かれた資料を御覧ください。資料の次のペ</p>

事務局（係長） ージ、1頁目ですが、今年の4月1日から、地方公務員法に退職管理に関する新たな規定が創設され、「元職員による働きかけ」が規制されます。具体的には、職員であった者で、離職後に営利企業等の地位に就いている者、いわゆる「再就職者」は、離職後に、それまで在籍していた組織の職員に対し、職務上の行為をするように、あるいは、しないように、要求・依頼といった「働きかけ」をしてはならないとするものです。

公平委員会に関わる内容としましては、項番3の下線部分にありますように、元職員から働きかけを受けた職員は、公平委員会にその旨を届け出る義務が課されます。届出を受けた公平委員会は、その下の2ページになりますが、「働きかけ規制違反に関する監視」を行うこととなります。違反行為の疑いがある場合、任命権者が調査を実施することとなりますが、公平委員会はその報告を受けたり、調査を要求できることとされています。

その後ろのページには、改正後の地方公務員法の根拠条文を添付しております。3ページ目の下線部分を御覧ください。職員が、再就職者から働きかけを受けた場合には、「公平委員会規則で」定めるところにより、公平委員会にその旨を届け出なければならないとされています。この規定に基づき、公平委員会に届け出る方法について規則を制定するものです。

届け出る内容としては、資料の初め、1頁にありますように、(1)氏名から(7)依頼等の内容までの7項目です。規則の内容は、総務省から示されている規則例に即した形で定めようとするものです。

その後ろのページには、改正後の地方公務員法の根拠条文を添付しております。3ページ目の下線部分を御覧ください。職員が、再就職者から働きかけを受けた場合には、「公平委員会規則で」定めるところにより、公平委員会にその旨を届け出なければならないとされています。この規定に基づき、公平委員会に届け出る方法について規則を制定するものです。

事務局（係長）	<p>届け出る内容としては、資料の初め、1頁にありますように、(1)氏名から(7)依頼等の内容までの7項目です。規則の内容は、総務省から示されている規則例に即した形で定めようとするものです。</p> <p>なお、1頁の裏面に、届出書の様式の案を添付しておりますので、併せて御参照ください。</p> <p>よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。</p>
委員長	<p>ただ今の説明の内容等につきまして、御質問等がありますでしょうか。</p>
戸塚委員	<p>規制対象となる営利企業や非営利法人について、本市に該当する法人はあるのでしょうか。</p>
事務局（課長）	<p>営利企業に勤め、市役所で営業活動を行っている職員は3名ほどおりますが、離職後2年は経過しています。「尾張旭市退職管理に関する条例」を人事課から今回の平成28年3月議会に提案中です。議決後、働きかけを受けたら速やかに報告することを、周知していきたいと考えております。</p>
岡本委員	<p>今後、公平委員会の判断を求められる場合が出てくる訳ですね。</p>
委員長	<p>違反の調査は、必ず実施する訳ではないのでしょうか。</p>
事務局（課長）	<p>私どもは届出を義務付けておりますので、職員から届出を受けたらすぐに任命権者に連絡をし、調査の途中経過の報告も受けます。</p>
戸塚委員	<p>公平委員会は届出を受けたら任命権者に連絡すればよく、公平委員会が調査する訳ではないですね。</p>
事務局（課長）	<p>はい。あくまでも任命権者の調査の経緯・経過の監督をするということです。</p>
岡本委員	<p>しかし、報告があつたら、意見陳述を聞いて、任命権者の判断を審理する必要があると思います。</p>
事務局（課長）	<p>確かに報告の内容が不十分な場合更なる調査の要求をすることはありえます。</p>
戸塚委員	<p>依頼を受けた本人でない第三者からの通報も受けて調査をする必要がある訳ですね。</p>

事務局（課長）	はい。
委員長	公平委員会が調査の要求をしなければいけないのでしょうか。
事務局（係長）	通報先が公平委員会と任命権者とどちらであるかで分かります。任命権者の方に行けば任命権者の方で自発的に調査が行われます。公平委員会の方に来た場合は、調査の要求をすることができるとの規定になっておりますので、その規定に基づいて調査の要求をすることになると思います。
戸塚委員	任命権者に届出がなされた場合には、公平委員会は知らなくてよいのでしょうか。
事務局（係長）	調査を行おうとする場合には、公平委員会に任命権者から通知が来ることになります。
戸塚委員	連絡があれば、顛末まで把握しておく必要があるということですね。
岡本委員	このことについて問題が起きれば必ず報告がある訳ですよ。調査の要求をしなくても、公平委員会は任命権者に対し意見を述べることができるようになっているので、公平委員会はその問題が終わるまで、問題が出てきたら動かないといけないですね。
事務局（係長）	そのように認識しておいた方が良いと思われれます。
戸塚委員	県や国だと天下り関連団体がありますが、尾張旭市はないのでしょうか。例えば、シルバー人材センター、文化協会とか。
事務局（課長）	文化協会はないです。社会福祉協議会、シルバー人材センター、商工会は市のOBが、今実際に勤めています。
戸塚委員	公民館は関係ないのでしょうか。
事務局（課長）	公民館は皆OBが再任用で勤めています。
戸塚委員	再任用は入らないのですか。
事務局（課長）	そうです。再任用は市で雇っているので入りません。
戸塚委員	OBの天下り先からの働きかけのような関連性は本市の場合はないのでしょうか。社会福祉協議会、シルバー人材

戸塚委員	センターからそこに関連する業務で市が取り扱っているものに関し、問題になりそうなものはないですか。
事務局（課長）	確かに、シルバー人材センターや社会福祉協議会と契約をしていますし、社会福祉協議会に対しては、補助金の交付もしているのでかなり密接な関係にはあります。
戸塚委員	まず公平委員会側に来ることはないですね。職員に周知はされるのでしょうか。
事務局（係長）	地方公務員法の一部改正の関係で、働きかけ規制以外にも、再就職した職員が再就職先を届け出なければならないというのが大きな柱としてあり、その関係で人事課が3月議会に条例案を提出しております。そのため、退職される方々、一般職員への周知は、人事課が主体となって行っていくことになると思います。
岡本委員	「例規制定・改廃の要旨」によると、参考にした他自治体の例規はなしということですか。
事務局（係長）	他自治体も、法令改正に則り、まずは規則の整理をしていくところで、運用を悩んでいるのが現状です。
戸塚委員	今回制定するこの規則は、公平委員会が定めるのでしょうか。
事務局（係長）	公平委員会規則ですので、公平委員会が制定します。
委員長	平成28年4月1日からの地方公務員法第38条の2第7項に、「公平委員会規則で定めるところにより」とあるので定めるのが、この規則ということですね。
事務局（係長）	そうです。
委員長	それでは、尾張旭市再就職者による依頼等の届出の手續に関する規則を制定することについて、御異議はございませんか。  （「異議なし」の声あり）
委員長	御異議がないようですので、規則を制定することとします。  では、第3号議案『尾張旭市職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部改正について』に移りま



委員長	す。事務局から説明してください。
事務局（係長）	<p>それでは、御説明いたします。第3号議案の資料を御覧ください。</p> <p>この案は、平成28年4月1日付けで施行されます行政不服審査法の全部改正に伴い、同法の規定に合わせて語句の整理を行うほか、所要の整備を図ろうとするものです。</p> <p>詳しい内容について御説明します。4枚、ページをはねていただき、8ページまでの議案の後ろにある、例規制定・改廃の要旨を御覧ください。中段の「2 制定改廃の主な内容」にありますように、1点目は、行政不服審査関係の用語の整理です。従来の行政不服審査法に基づく不服申立て制度は、処分をした行政庁に対して直接行う「異議申立て」と、上級行政庁に審査を申し立てる「審査請求」の2種類がございました。改正後の行政不服審査法では、原則として「審査請求」に一元化され、「異議申立て」という用語はなくなります。このため、この規則では、「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立書」を「審査請求書」にそれぞれ改めます。また、「異議申立て」、「異議申立人」及び異議申立てに対して作成する「決定書」に係る規定を削ります。</p> <p>さらに、これまで、異議申立てに対する「決定」と審査請求に対する「裁決」を合わせて、この規則では「判定」としておりましたが、「決定」という用語が使われなくなることから、「裁決」に改めます。</p> <p>2点目の、その他の改正についてです。これまで、申立人や公平委員会が作成する書面等には、「署名押印」することとなっておりますが、他市の規定を参考にして、「記名押印」に改めます。</p> <p>その下は、本市の例規作成上のルールに基づき、①「各一通」の「一」を算用数字に改める、②2文で構成されている項について、適切な表現に改める、③「次の各号」を単に「次」に改める、といった改正です。</p>

事務局（係長）	<p>次に、「他の例規への影響」の部分を御覧ください。今回の改正で規則の題名が、変わることから、規則名を引用している「尾張旭市職員の苦情相談に関する規則」の改正も行う必要がありますので、この一部改正規則の附則で併せて改正を行っております。</p> <p>なお、参考資料の後ろに、現行の規則を添付しております。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。</p>
委員長	ただ今の説明の内容等につきまして、御質問等がありますでしょうか。
委員長	実質的内容に変更はないということでよいでしょうか。ほとんどが法の改正に基づく用語の改正ですね。
事務局（係長）	そうです。署名押印を記名押印に改正するところがやや実質的である程度だと思います。
戸塚委員	署名と記名の違いは何でしょうか。
事務局（係長）	署名は、サインを手書きでしていただきます。記名は、例えばゴム印で記名したり、あらかじめ印刷しておいたりすることが可能です。
戸塚委員	第5条の改正後は、「提出してしなければならない」ではなく、「提出しなければならない」ではないでしょうか。
事務局（係長）	審査請求人に対するものなので、提出して審査請求をしなければならないという表現になっていると思われれます。
委員長	この規定の意味するところは、不服申立ては、口頭ではなく書面で行うことを強調するものでしょうか。
戸塚委員	請求書を前提として、不服申立ては、行わなければいけないということですね。
事務局（係長）	はい。行政不服審査法の規定もこの表現になっています。改正前の表現「提出してなければならない」については、制定時の過誤であり、今回発見したので、改正するものです。
戸塚委員	附則の第2項での他の規則の改正について、こうした改正方法がとれるのでしょうか。

事務局（係長）	<p>今回は、題名改正に伴い、他の規則での題名引用部分を変えるもので、こうした場合に1つの議案にまとめることができる法制執務上のテクニックです。</p>
戸塚委員	<p>附則は最終的にどうなるのでしょうか。</p>
事務局（係長）	<p>改正附則として、今回の一部改正規則の附則と同じようなものが、現行の規則の末尾に付きます。</p>
委員長	<p>それでは、尾張旭市職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正することについて、御異議はございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>御異議がないようですので、規則を改正することとします。</p> <p>では、第4号議案『尾張旭市職員の不利益処分についての不服申立てに関する細則の一部改正について』に移ります。事務局から説明してください。</p>
事務局（係長）	<p>それでは、御説明します。第4号議案の資料を御覧ください。</p> <p>この案は、第3号議案と同じく、行政不服審査法の全部改正に伴い、語句の整理を行おうとするものです。</p> <p>3ページから成る議案を見ていただくとお分かりになりますように、この細則では、不服申立てに関し、不服申立人等が公平委員会に提出する、不服申立書などの様式を定めております。</p> <p>2枚はねて、議案の後にある、例規制定・改廃の要旨を御覧ください。制定改廃の主な内容ですが、規則中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」又は「再審査請求申立人」に、「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立答弁書」を「審査請求答弁書」にそれぞれ改めるものです。</p> <p>なお、参考資料の後ろに、現行の規則を添付しております。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。</p>

委員長	ただ今の説明の内容等につきまして、御質問等がありますでしょうか。
委員長	「尾張旭市職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則」に、細則を定めることは、書かれているのでしょうか。
事務局（係長）	この細則は、規則第21条の委任の規定に基づき定めるものです。
戸塚委員	細則第6号様式の宣誓書は、第3号議案の書面等のように、署名が記名に変わるのでしょうか。
事務局（係長）	こちらに関しては、元々規則で定めがない部分です。
事務局（課長）	以前全庁的に見直しをしたはずの押印欄も残ったままの様式のため、おそらく署名押印する様式と思われます。
委員長	<p>それでは、尾張旭市職員の不利益処分についての不服申立てに関する細則の一部を改正することについて、御異議はございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>御異議がないようですので、細則を改正することとします。</p> <p>では、次に第3の「その他」に移ります。委員の皆様方から何かございますか。</p> <p>事務局からは何かありますか。</p>
事務局（課長）	特にございません。
委員長	それでは、これをもちまして、尾張旭市公平委員会を閉会いたします。